

龍新学部丙発第 12-51 号
2013(平成 25)年 3 月 18 日

関係機関の長 殿

龍谷大学
農学系学部設置委員会
委員長 佐藤 研司
<公印省略>

農学部 特別任用教員の公募について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、龍谷大学では、2015 年 4 月に、新たに「農学部」を開設すべく、鋭意準備を進めております（設置認可申請予定）。この程、同学部におきまして、下記の要領により教員を公募することとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、関係部門（各位）へのご周知並びに適任者のご推薦について、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 採用予定人数

- 生命科学科（仮称） 3 名程度
- 農業生産学科（仮称） 4 名程度
- 食品栄養学科（仮称） 4 名程度
- 食料経済学科（仮称） 3 名程度

ただし、生命科学科及び農業生産学科については、両学科を一括して募集します（採用決定者の所属学科については、当方で決定いたします）。

※学部・学科の概要については、**別紙 2**「龍谷大学農学部の概要」をご参照ください。

2. 主たる担当授業科目

学科により異なります。**別紙 3**「募集分野一覧」をご確認ください。

3. 採用予定区分

特別任用教員

※特別任用教員の待遇等詳細については、**別紙 4**「特別任用教授について」をご参照ください。

4. 採用予定職位

教授

5. 勤務地

主として、龍谷大学瀬田キャンパス（滋賀県大津市）

6. 採用予定時期

2015（平成 27）年 4 月 1 日を原則とします。

7. 正式採用条件

本公募は、2015（平成27）年に予定する農学部の新設に伴うものです。そのため、正式採用にあたっては、以下の要件が充足することを条件とします。

- (1) 文部科学省への当該学部の設置認可申請が「認可」されること。
- (2) 前項の設置認可申請に係る教員資格審査において、「適格」と判定されること。
- (3) 厚生労働省への管理栄養士養成施設指定申請に係る教員資格審査において、「適格」と判定されること。【食品栄養学科のみ】

8. 応募資格

以下の要件を満たすこと。

- (1) 本学の「建学の精神」を尊重出来る者（別紙1「龍谷大学の『建学の精神』」参照）。
- (2) 博士の学位を有する者（見込みの者を含む）、またはそれと同程度の能力があると認められる者。ただし、食品栄養学科については、別紙3「募集分野一覧」に記載する「その他応募要件」を満たす者。
- (3) 優れた研究業績を有する者（国内外の著名な学会誌・ジャーナルに査読付き論文を有することが望ましい）。
- (4) 強い意欲と情熱を持って、教育、研究、学生指導に従事出来る者。
- (5) 当該分野における30年以上の教育研究実績を有する者。

9. 応募書類

- | | |
|---|-----|
| (1) Web エントリー「受付完了Eメール」のプリントアウト
・Web エントリー（「10. 応募方法」参照）終了後に送信される「受付完了Eメール」をプリントアウトして同封すること。 | 1部 |
| (2) 履歴書<写真貼付> 龍谷大学様式1 | 1部 |
| (3) 教育業績・職務実績書 龍谷大学様式2 | 1部 |
| (4) 研究業績書 龍谷大学様式3
・著書、学術論文、その他等の区分を明確にし、それぞれ発表順に番号を付すこと。
・単著・共著を区分し、書名、論文名、出版社（発行所）名、発表雑誌名、発行（発表）年月日、査読の有無等を明記すること。
・研究業績毎に要旨（日本語、200字程度）を記載すること。
・主要な研究業績3点に「○印」を付すこと。 | 1部 |
| (5) 主な研究業績（抜刷・コピー可）3点
・原則として、直近5年以内の業績を含めること。 | 各3部 |
| (6) その他業績書 龍谷大学様式4 | 1部 |
| (7) 教育と研究に対する抱負 龍谷大学様式5 | 1部 |
| (8) 講義概要（シラバス） 龍谷大学様式6
・「主たる担当授業科目」の中から1科目を選択し、講義計画（シラバス）を作成すること。 | 1部 |

※提出いただいた書類は返却いたしかねます。

※各所定様式は、A4縦型／片面印刷とし、クリップ留めしてください（ホッチキス留めはしないでください）。

※本学所定様式は、以下の以下ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.ryukoku.ac.jp/employment.html>

10. 応募方法

- (1) 以下の本学ホームページから、「Web エントリー」を行ってください。
<http://www.ryukoku.ac.jp/employment.html>
 - (2) 上記「9. 応募書類」のうち、本学所定様式（**龍谷大学様式 1**～**龍谷大学様式 6**）の電子ファイル（Word 又は PDF）を、E-mail 添付にてご送信ください（写真貼付や押印は不要です）。なお、同電子ファイルのファイル名は「Web エントリー受付番号+応募者氏名」としてごください。（例：「〇〇〇学科【特任】00001 龍谷太郎.doc」）
（送付先）koubo@agr.ryukoku.ac.jp
 - (3) 上記「9. 応募書類」一式を郵送（書留）にてご提出ください。
- ※応募完了には、上記「(1) Web エントリー」、「(2) 所定様式の E-meil 送信」及び「(3) 応募書類の郵送」の全ての手続きが必要です。

11. 応募期限

2013（平成 25）年 5 月 17 日（金）【応募書類必着】

12. 提出先

- 〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学 新学部設立事務室 宛
- ※ 封筒表面に「教員応募書類（農学部 XXXX 学科）在中」と朱書きし、「書留郵便」にて郵送してください。
- ※ 応募書類のご持参はご遠慮ください。

13. 選考等

- (1) 第 1 次選考（書類選考）通過者には、別途通知します。
- (2) 第 2 次選考（面接・模擬授業等）は、2013 年 6 月中旬から下旬にかけて実施する予定です。
- (3) 選考に伴う交通費・宿泊費等は、原則として支給しません。
- (4) 選考の過程で、追加資料や健康診断書等の提出を求められることがあります。
- (5) 採否の結果については、決定次第、応募者に通知します。

14. 問い合わせ先

龍谷大学 新学部設立事務室
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
TEL. 075-645-8637（平日 9:00～17:00 のみ） FAX. 075-645-2096
E-mail. koubo@agr.ryukoku.ac.jp

15. その他

- (1) 応募に際してご提供いただいた個人情報は、本学の規程に従い適切に管理し、選考及び採用の目的以外には使用いたしません。
- (2) 本農学部では、講座制を採用しておらず、専任講師以上の教員は、それぞれ独自の研究室を有し、研究・教育を行います。

以上

龍谷大学の「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の誓願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観点・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下 5 項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- すべてのいのちを大切にする「平等」の心
- 真実を求め真実に生きる「自立」の心
- 常にわが身をかえりみる「内省」の心
- 生かされていることへの「感謝」の心
- 人類の対話と共存を願う「平和」の心

龍谷大学「農学部」の概要

1. 農学部の概要

本学部では、自然科学領域に軸足を置きつつ社会科学領域をも包摂した農学教育を通じて、人の「いのち」を育むために欠かすことのできない「食」とそれを支え人びとの豊かな暮らしに貢献する「農」との二つの観点から、それぞれの役割や意義を体系的に結びつけた教育をおこないます。

ここでは、農作物を基盤とした「食」の「生産」から「加工」「流通」「消費」「再生」に至る一連の流れを「食の循環」として捉え、これらを科学的に考察します。こうした教育を通じて、循環の各プロセスに内在する「農」と「食」にかかる諸問題や相互の関連性を発見するとともに、それらの課題解決に向けた方策を探求し、人類と自然環境が調和した「持続可能な社会」の実現をめざします。

また、科学的な根拠に基づく知識や技術を教授することで、食料の生産から流通に至るまでの過程や経路を正しく理解して「食の安全・安心」に資することができる担い手を育成します。

このように、本学部では、農学を基盤とした専門的な見地から「食」や「農」にかかる諸問題を捉え、自然と人間社会のあり方について、現在から将来を展望し、多面的にものごとを考え判断・実行できる力、すなわち、「本質を知り未来に立つ力」を養います。

2. 各学科の概要

本学部の理念・目的を達成するために、「農」と「食」を総合的に学ぶことができるよう、「食の循環」の各プロセスに対応した4つの学科を設置します。

(1) 生命科学科(仮称):「食」の基本となる農作物の生命の仕組みを学ぶ

本学科では、農業の基礎となる農作物の生育や変異の仕組みを正しく理解するために、植物生理学や植物遺伝学をはじめとする生命科学を中心に学びます。

すなわち、農作物を研究対象として、その生理現象や変異と進化の過程を学ぶことに加えて、気象・雑草・病気・害虫など農作物の生育に影響を及ぼす諸要因について総合的に学び理解することにより、より良い農作物の育成を追求します。

(2) 農業生産学科(仮称):「食」の基本となる農作物を「育てる」技術を学ぶ

本学科では、「食の安全・安心」を支える農作物を生産する上で不可欠な品種改良技術や栽培技術などを正しく理解するために、育種学や作物学をはじめとする農業に直結した農業科学を中心的に学びます。

すなわち、よりよい品種育成やそれぞれの品種に応じた栽培技術を学ぶことに加え、気候変動に伴う極端気象や土壌劣化など栽培環境の「不確実な将来リスク」を念頭に、「作物多様性」の有用性、生産基盤としての土壌の保全、農薬や化学肥料などが環境に与える影響評価、有機廃棄物の堆肥化などの有用物質再生技術などを実証的かつ総合的に学び理解することにより、環境と調和した持続可能な農業のあり方を追求します。

(3) 食品栄養学科(仮称):「食」の栄養と人の健康を学ぶ

本学科では、「栄養」や「健康」の観点から農作物を捉え、人が生きていく上で不可欠な「食」を「加工する」過程から「食べる」段階まで食環境の一連の流れを通じて食の大切さを学びます。同時に、健康な社会を実現するための「食育」を推進します。

また、食に関する諸問題に対して、正しい知識と技術を身につけ、「食の安全・安心」の実現に役立つ「食のあり方」を追求します。

(4) 食料経済学科(仮称):「食」の流通・地域との繋がり・持続可能な農業を学ぶ

本学科では、人が社会生活を営む上で不可欠な経済活動として「農」を捉え、「食」を支える流通の仕組みを学びます。食料生産や消費が人類進化の過程で果たしてきた役割を、歴史的な背景や農村部における地域コミュニティの観点から認識することで、「農」と「食」を実践的に架橋した「持続可能な農業」のあり方を追求します。

また、人類が生きていく上で不可欠な「食」や、それを支える「農」に関わる諸問題が地球規模で多発している現状を踏まえ、国際的な観点からも問題解決に取り組みます。

龍谷大学「農学部」教員公募
募集分野一覧

生命科学科（仮称）／ 農業生産学科（仮称）

以下に示す募集分野のうち、いずれかの分野を担当できることを応募条件とします。

募集分野	募集分野概要	主たる担当授業科目
1 生理学分野	植物細胞内での諸現象の生理機能や植物の環境応答の仕組み等を、分子生物学・生化学・生理学のそれぞれの観点から解析し、解明する。	分子生物学、生理・生化学
2 遺伝学分野	植物遺伝や進化の仕組み、系統分類などを、形態から染色体そして遺伝子のレベルに至るいわゆるゲノム科学的手法によって解明する。また、これらの基礎知見を生かした育種技術の開発、新品種の育成を志向する。	植物遺伝学、進化学、育種学、分類形態学、統計学
3 作物学分野	栽培植物の高い生産性を確保するために、環境に配慮した栽培技術の開発研究、新資源植物の開発利用及び植物資源の多様性の保全を追求する。	資源植物学、作物学
4 園芸学分野	果樹・蔬菜など園芸植物の諸性質について開発研究するとともに、造園学から栽培環境構築まで幅広く環境に配慮した栽培法などを追求する。	園芸学、環境デザイン学
5 植物保護学分野	植物病理学・昆虫学・農薬学・雑草学などの諸学問領域から、化学的・生物的観点を基礎としてより高い作物生産性を追求する。	植物病理学、応用昆虫学、農薬学、雑草学
6 栄養学分野	作物が育つ土壌環境の改善を、土壌成分や植物の根圏構造、栄養などの観点から追求する。	土壌・肥料学、植物栄養学
7 微生物学分野	土壌の形成、植物との相互作用、農産物の加工（発酵や醸造）など、農学の多方面において我々の生活に関与する微生物の機能を解明し、よりよい利用方法を追求する。	微生物学、発酵学

※その他、関連科目、学部基礎科目、教養教育科目（一般教養科目）、演習（ゼミ）、実験・実習科目等を担当いただくことがあります。

龍谷大学「農学部」教員公募
募集分野一覧

食品栄養学科（仮称）

以下に示す募集分野のうち、いずれかの分野を担当できることを応募条件とします。

募集分野	募集分野概要	主たる担当授業科目	その他応募要件
1 人体の機能と疾病の成因	病態生理学を基盤として、臨床現場に即した健康維持管理の栄養学、治療のための病態栄養学、チーム医療、予防医学などに関する研究・調査と教育を行う。	解剖生理学、応用生理学、臨床医学概論、臨床病態学、チーム医療論に関する講義と実験など。	1. 医師の資格を有すること。 2. 博士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
2 臨床栄養学	栄養学的見地からみた病態、疾病の診断と栄養治療、NST、など臨床栄養学に関する研究・調査と教育を行う。	臨床栄養学、臨床栄養管理論、臨床栄養学実習、臨地実習指導など。	1. 管理栄養士の免許を有し、担当する教育内容に関し5年以上の教育研究もしくは実地指導に従事した経験を有すること。 2. 修士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
3 公衆栄養学	地域栄養活動、公衆栄養マネジメント、コミュニケーション理論、栄養教育教材、栄養疫学など、公衆栄養学に関する研究・調査と教育を行う。	公衆栄養学、公衆栄養活動論、公衆栄養学実習、臨地実習指導など。	1. 管理栄養士の免許を有し、担当する教育内容に関し5年以上の教育研究もしくは実地指導に従事した経験を有すること。 2. 修士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
4 給食管理経営学	給食運営における栄養・安全・経済面のマネジメント、マーケティング原理、給食への応用、組織管理の方法など、給食管理経営に関する教育と調査・研究を行う。	給食経営論、給食管理論、給食運営実習、給食経営管理実習、臨地実習指導など。	1. 管理栄養士の免許を有し、担当する教育内容に関し5年以上の教育研究もしくは実地指導に従事した経験を有すること。 2. 修士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
5 栄養教育学	行動科学理論に基づいた栄養カウンセリング、栄養教育教材、食育推進のためのプログラム開発など、栄養教育に関する調査・研究と教育を行う。	栄養教育論、栄養カウンセリング論、栄養教育論実習、臨地実習指導など。	1. 管理栄養士の免許を有し、担当する教育内容に関し5年以上の教育研究もしくは実地指導に従事した経験を有すること。 2. 修士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
6 栄養学	栄養・食品学分野における基盤となる研究を展開し、教育にフィードバックしていく。栄養と身体機能、またはそれらに関連する食品の機能、作用機構などについて研究と教育を行う。	基礎栄養学、生化学、分子栄養学、スポーツ栄養学、栄養生理学に関する講義と実験・実習など。	1. 管理栄養士免許を有することが望ましい。 2. 博士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
7 食品学	食品の機能や加工、地域特産物流通などに関する調査・研究と教育を行う。実践的な調理、調理科学の理論検証など調理学全般に関する研究と教育を行う。食品衛生や感染防御、公衆衛生、疫学などに関する研究と教育を行う。	食品衛生学、食品機能化学、食品加工学、微生物学、調理学、公衆衛生学、栄養疫学に関する講義と実験・実習など。	1. 博士の学位、又はそれと同等以上の教育・研究業績を有すること

※その他、関連科目、学部基礎科目、教養教育科目（一般教養科目）、演習（ゼミ）、実験・実習科目等を担当いただくことがあります。

龍谷大学「農学部」教員公募
募集分野一覧

食料経済学科（仮称）

以下に示す募集分野のうち、いずれかの分野を担当できることを応募条件とします。

募集分野	募集分野概要	主たる担当授業科目
1 食料・農業経済学	食料の生産と消費、国内・国外における農産物の需給バランス、農産物生産要素市場における取引調整、などに関わる経済問題を理論的・実証的に研究する。	国際食料経済学、食料・農業経済学
2 農産物流通論	農産物の流通構造の仕組みと特徴、卸売市場や量販店の機能と問題点、食料および生産資材の国際貿易、フェアトレードや食品安全性問題、などを理論的・実証的に研究する。	フードシステム論、国際貿易論
3 農業・環境政策学	農業政策・食料政策・環境政策の効果と問題点、環境価値の計測、政策変化が農業経営の意思決定に及ぼす影響などについて理論的・実証的に研究する。	農業政策学、環境経済学
4 フードビジネス論	食に関わる企業・経営の行動原理や経営戦略、農業経営と食品産業・企業との関係性、食品関連産業におけるマテリアルフロー、農業協同組合の役割と問題点、などについて理論的・実証的に研究する。	フードビジネスマーケティング論、アグリビジネス論
5 地域資源管理論	地域社会の人的資源、自然環境資源、経済的資源の有効な管理・活用方法、それを通じた地域社会の再生・再活性化、などについて理論的・実証的に研究する。	地域マネジメント論、ソーシャルキャピタル論
6 地域農業経済論	農村経済と都市経済の関連、産業立地・居住地の成立と土地利用、地域農業の展開方向、地域社会・地方自治体問題などについて理論的・実証的に研究する。	地域経済学、産業立地・土地利用論
7 途上国農業論	発展途上国、特に熱帯地域の農業生産・農村社会の実態をフィールドワークに基づいて調査するとともに、そこに潜む問題を社会制度、経済制度、環境問題、農業技術などと関連づけながら研究する。	熱帯農業論、アフリカの食料と農業
8 国際農村発展論	途上国を含む世界の農村の農業問題、人口問題、貧困問題に関して、農業政策、貿易政策、農村の制度や組織の観点から経済学的に研究する。	国際農村発展論、アジアの食料と農業
9 食料環境社会学	日本における社会と環境との関係を、食料や農業生産を中心に、環境社会学、農村社会学の方法を用いて、理論的・実証的に研究する。	食料環境社会学、農村社会学
10 比較食文化論	世界各地域の食文化について、その社会的背景、宗教や文化と食との結びつき、農耕文化との関連などの諸側面から、フィールドワークに基づいて比較研究する。	比較社会文化論、比較食文化論

※その他、関連科目、学部基礎科目、教養教育科目（一般教養科目）、演習（ゼミ）、実験・実習科目等を担当いただくことがあります。

特別任用教授について — 抜粋 —

■資格（第 2 条関係）

本学の教育方針に賛同し、農学部教授会（農学系学部設置委員会）が、講義編成上特に必要と認める者で、教授たる資格を有する者。

■義務（第 2 条関係）

- (1) 当該特別任用教授は、本学以外の学校の専任教員となることはできない。
- (2) 当該特別任用教授は、授業及び研究に関して農学部教授会に意見を述べることができる。

■任用期限・任用期間（第 4 条関係）

当該特別任用教授の任用期間は 3 年とし、その任用期限は満 70 歳に達した年度末までとする。ただし、農学部教授会が必要と認める場合には、任用期間終了後も任用期限まで、3 年ごとの任用期間の更新を行うことができる。

■職務（第 5 条関係）

- (1) 当該特別任用教授は、授業・研究・学生指導に従事することをその職務とする。
- (2) 当該特別任用教授の授業担当時間数は、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」を準用とする【1 週 5 コマ（10 時間）】。

■給与（第 6 条関係）

- (1) 当該特別任用教授の給与（基本給）は、「特 I 等級」（専任教育教員 I 等級 47 号俸の 50% = 359,150 円）とする。
- (2) 担当授業時間数が、所定時間数をこえる場合は、別に分担外手当を支給する。

■諸手当（第 7 条関係）

- (1) 当該特別任用教授には、期末手当のほかに給与規程の定めによる扶養家族手当、住宅手当、通勤手当を支給する。
- (2) 期末手当は、基本給及び扶養家族手当並びに分担外手当を支給の基礎とし、上半期手当 1.5 カ月分、下半期手当 1.5 カ月分を支給する。
- (3) 分担外手当は、29,300 円を支給する。

■退職手当（第 8 条関係）

- (1) 当該特別任用教員には、任用期間終了時に退職手当を支給する。任用期間終了時とは本学の特別任用教員でなくなる時をいう。
- (2) 退職手当の算定基準は、最終月の本俸月額×勤務年数×0.5 とする。
- (3) 懲戒解雇となった者には、退職手当を支給しない。

※詳細については「特別任用教員規程」をご参照ください。

以上

特別任用教員規程

昭和 58 年 4 月 1 日

(目的)

- 第 1 条** 龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育・研究の向上をはかるために特別任用教員を置く。
- 2 前項の任用，服務，給与，諸手当等については，別に定める場合を除いて，この規程の定めるところによる。

(資格・義務)

- 第 2 条** 特別任用教員とは，教学上特に必要と認められた者で，給与及び諸手当，定年の適用について特別の取扱いをすることを条件として採用された，次の各号に該当する者をいう。
- (1) 本学の教育方針に賛同し，学部教授会又は大学院研究科委員会が，教育研究遂行上必要と認める者で，教授たる資格を有する者。ただし，現に本学専任教員として在籍する者及び本学を定年退職した者を除く。
- (2) 本学を定年退職した者で，大学院研究科委員会が大学院の講義編成上特に必要と認める者。
- (3) 本学の教育方針に賛同し，学部教授会が，講義編成上特に必要と認める者で，教授，准教授，講師，助教及び助手（実験・実習講師及び実験・実習助手を含む）たる資格を有する者。
- (4) 本学の教育方針に賛同し，法務研究科教授会が，教育研究上必要と認める者で，教授たる資格を有する者。
- (5) 再雇用制度の利用を申し出た者。
- 2 特別任用教員は，本学以外の学校の専任教員となることはできない。
- 3 特別任用教員（実験・実習講師及び実験・実習助手を除く。）は，授業及び研究に関して教授会又は大学院研究科委員会に意見を述べることができる。

(任用)

- 第 3 条** 特別任用教員としての任用及び特別任用教員の勤務条件については，当該教員の所属するべき教授会の議を経て，学長の進達により理事長が決定する。
- 2 特別任用教員に任用される者は，特別任用教員就任承諾書（別記様式）を，学長に提出しなければならない。

(任用期限・任用期間)

- 第 4 条** 第 2 条第 1 項第 1 号，第 2 号及び第 4 号の特別任用教員の任用期間は 3 年とし，その任用期限は，満 70 歳に達した年度末までとする。ただし，教授会が必要と認める場合には，任用期間終了後も任用期限まで，3 年ごとの任用期間の更新を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず，当該特別任用教員が所属する大学院研究科委員会又は法務研究科教授会が必要と認める場合，2 年以内に限り任用期限を延長することができる。
- 3 第 2 条第 1 項第 3 号の特別任用教員の任用期間は 3 年とし，その任用期限は，教授にあっては満 70 歳，准教授，講師，助教及び助手にあっては満 65 歳に達した年度末までとする。ただし，教授会が必要と認める場合には，任用期間終了後も任用期限まで，3 年ごとの任用期間の更新を行うことができる。
- 4 第 2 条第 1 項第 5 号の特別任用教員の任用期間は 3 年とし，その任用期限は，教授にあっては満 68 歳，准教授，講師，助教及び助手（実験・実習講師及び実験・実習助手を含む）にあっては満 65 歳に達した年度末までとする。

(職務)

- 第 5 条** 特別任用教員は，授業・研究・学生指導に従事することをその職務とする。

- 2 第2条第1項第1号及び第2号の特別任用教員の授業時間数は1週3コマ(6時間)とする。
- 3 第2条第1項第3号及び第5号の特別任用教員の授業担当時間数は「専任教員の担当授業時間数に関する基準」を準用する。ただし、別表の給与表において「特0」の支給を受ける特別任用教員の授業担当時間数は1週3コマ(6時間)とする。なお、実験・実習講師及び実験・実習助手の職務については別に定める。
- 4 第2条第1項第4号の特別任用教員の授業時間数は1週4コマ(8時間)とする。ただし、別表の給与表において「特Ⅱ」の支給を受ける特別任用教員の授業担当時間数は1週3コマ(6時間)とする。

(給与)

第6条 特別任用教員の給与は、別表の給与表により支給する。

- 2 給与表における等級・号俸の決定は、勤務条件・年齢・身分等を考慮して、当該教員所属教授会又は大学院研究科委員会の申請により、学長がこれを決定する。ただし、別表の給与表中、「特Ⅳ」の支給を受けることができる者は、第2条第1項第4号の特別任用教員に限る。
- 3 授業担当時間数が前条第2項、第3項及び第4項の時間数をこえる場合は、別に分担外手当を支給する。

(諸手当)

第7条 特別任用教員に、期末手当のほか給与規程の定めによる扶養家族手当、住宅手当、通勤手当を支給する。

- 2 期末手当は、前条第1項に規定する基本給及び扶養家族手当並びに分担外手当を支給の基礎とし、上半期手当1.5カ月分、下半期手当1.5カ月分を支給する。
- 3 分担外手当は、教授29,300円、准教授27,300円、講師・助教26,200円をそれぞれ支給する。

(帰国旅費)

第7条の2 海外から着任した特別任用教員で、大学が認めた時、部局長会の議を経て帰国旅費を支給する場合がある。旅費の支給基準は、関西国際空港までは「国内旅費規程」(グリーン料金は支給しない)を準用し、関西国際空港から最寄りの空港まではエコノミーの実費とする。

(退職手当)

第8条 特別任用教員には、任用期間終了時に退職手当を支給する。任用期間終了時とは、本学の特別任用教員でなくなる時をいう。

- 2 前項の算定基準は、最終月の本俸月額×勤務年数×0.5とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第12条によって懲戒解雇となった者には、退職手当を支給しない。

(解雇予告手当)

第9条 第12条に基づき解雇する場合は、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合で行政監督庁の認定を受けたときは、この限りではない。

(教育研究費・個人研修費)

第10条 特別任用教員(実験・実習講師及び実験・実習助手を除く。)の教育研究費は、別に定める基準により支給する。

- 2 実験・実習講師及び実験・実習助手の個人研修費は、別に定める基準により支給する。

(社会保険)

第11条 特別任用教員については、日本私立学校振興・共済事業団の加入者となることができる。

(懲戒)

第 12 条 特別任用教員の懲戒に関する事項については、「学校法人龍谷大学就業規則」第 5 条第 3 項、第 59 条、第 60 条及び第 61 条の規定を準用する。

付 則

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「特任教員規程」(昭和 47 年 4 月 1 日制定)に基づく任用者の契約事由が消滅した後は、同規程による新たな任用は行わない。
- 3 この規程の施行により、「特任教員規程」(昭和 47 年 4 月 1 日制定)は、昭和 60 年 3 月 31 日付をもって廃止する。

付 則 (昭和 59 年 3 月 10 日第 4 条改正)

この規程は、昭和 59 年 3 月 10 日から施行する。

付 則 (昭和 63 年 7 月 21 日第 1 条～第 6 条、第 8 条、第 9 条、別表改正)

- 1 この規程は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、施行日に継続中の特別任用教員の第 8 条第 2 項の算定基準は別に定める。

付 則 (平成 2 年 3 月 15 日第 4 条第 1 項、同条第 3 項改正)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 3 月 7 日第 7 条改正)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 7 月 9 日第 10 条改正)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 11 年 3 月 4 日第 8 条改正)

この規程は、平成 11 年 3 月 4 日から施行する。

付 則 (平成 13 年 3 月 1 日第 7 条の 2 新設)

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 13 年 6 月 21 日第 2 条、第 4 条～第 6 条、別表、別記様式改正)

この規程は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

付 則 (平成 14 年 12 月 5 日第 2 条、第 4 条～第 6 条、第 9 条、別表、別記様式改正)

この規程は、平成 14 年 12 月 5 日から施行する。

なお、この規程にある英語教育特任講師に関する事項は、実施後 3 年間までとし、見直しを含め検討する。

付 則 (平成 16 年 1 月 15 日第 7 条、別表改正)

- 1 この規程は、制定日から施行し、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 7 条の改正規定については、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 16 年 3 月 25 日第 2 条、第 4 条、第 5 条、別表、別記様式改正)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 10 日第 2 条，第 4 条，第 5 条，別表，別記様式改正）

- 1 この規程は，平成 17 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規程において，大学院法務研究科が開設されるまでは，法務研究科教授会を法科大学院設置委員会に読み替えるものとする。

付 則（平成 19 年 3 月 8 日第 2 条，第 4 条，第 5 条～第 7 条，第 9 条，別表改正）

- 1 この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない，従前の助教授は，この規程による准教授になるものとする。
- 3 この規程の施行にともない，英語教育特任講師に関する細則（制定 平成 14 年 12 月 12 日）は廃止する。

付 則（平成 20 年 7 月 24 日第 8 条改正，第 11 条新設）

この規程は，平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

付 則（平成 21 年 2 月 20 日第 8 条改正，旧第 9 条，旧第 10 条，旧第 11 条繰下，第 9 条新設）

この規程は，平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

別表（第6条関係）

特別任用教員給与表

等級 号俸	I 教授	II 准教授	III 講師・助教・助手	IV 実験・実験講師及び実験・実習助手	適用条項
特0	教育職員 I 等級 47 号 俸の40%				第2条第1項第3号のうち，大学の事情により特に就任を要請した者
特 I	教育職員 I 等級 47 号 俸の50%	教育職員 II 等級 35 号 俸の50%	教育職員 III 等級 21 号 俸の50%	教育職員 VI 等級 16 号 俸の50%	第2条第1項第3号及び第5号
特 II	教育職員 I 等級 47 号 俸の60%				第2条第1項第1号及び第2号のうち，主として大学院の講義を担当する者又は同条同項第4号のうち，1週3コマ（6時間）担当の者
特 III	教育職員 I 等級 47 号 俸の70%				第2条第1項第1号及び第2号のうち，大学の事情により特に就任を要請した者
特 IV	教育職員 I 等級 47 号 俸の80%				第2条第1項第4号のうち，1週4コマ（8時間）担当の者

別記様式（第3条関係）

特別任用教員就任承諾書

私は、龍谷大学〇〇〇（短期大学部を含む）学部の特別任用教員として、〇〇年〇〇月〇〇日から、〇〇年〇〇月〇〇日まで就任することを承諾いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

龍谷大学
学長 殿

署名

捺印